

第10次入学者選抜制度審議会答申書の概要

1 諮問事項

通学区域の在り方について
小学区・総合選抜制度の在り方について
その他、現行の入学者選抜制度等について

2 審議経過

平成16年7月20日(第1回審議会)～平成17年6月22日(第9回審議会)

3 答申

平成17年6月27日(月)

4 答申書の概要

通学区域のあり方について

1 通学区域の経緯及び現状

現在の高等学校の通学区域は、県立高校における教育の普及及びその機会均等、通学の便宜を図ること等を目的として昭和42年に制定

通学区域は、全日制普通科高校に11通学区域、6複合地域を設定
総合学科高校や単位制普通科高校、専門学科等は全県一学区

(1) 特色ある高校づくりの推進

平成8年3月に策定された「山梨県高等学校整備新構想」に基づき、総合学科高校や単位制普通科高校の設置が進められてきた結果、通学区域の適用を受けず全県より志願可能な定員の割合は半数を超える

(2) 通学区域をめぐる動き

- ・平成9年中央教育審議会第二次答申
- ・平成12年行政改革本部規制改革委員会報告
- ・平成14年地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正



本県では、平成15年7月第二次新しい高校づくり課題研究協議会より「通学区域は拡大する方向が望ましい」との報告

(3) 通学区域に関する県民の意識

「通学区域等に関するアンケート」の実施

第10次入学者選抜制度審議会答申書の概要

- ・通学区域を設けない 42.3%
 - ・通学区域を広くする 27.8%
 - ・現状でよい 18.4%
- 7割が見直しを望む
- 「通学区域等に関する県民フォーラム」の実施



審議の際の参考資料として活用

(4) 通学区域に関する課題

学校の選択幅の拡大

小学区の地域の1校から甲府市周辺部の複合地域の5校まで格差がある

特色ある学校づくりの推進

小学区制の中では特色づくりの推進が困難

少子化の進行

適正な学校規模により、学校全体の活力を保持する必要がある

市町村合併の進展

現行の通学区域を維持した場合、合併後の新しい行政区域の中において、地域により選択できる高校やその数が異なる

2 通学区域検討の方向

諸課題を解決するためには、少なくとも現行の小学区制の維持では困難であり、通学区域は拡大する必要がある

3 通学区域拡大の程度による比較検討

(1) 全県一学区とした場合

県民の意識

- ・アンケートでは最も多くの県民が望んでいる
- ・複合地域等の特例措置が必要なくなり簡明でわかりやすい制度

選択幅の拡大

- ・居住する地域にかかわらず選択可能な高校数は最大
- ・従来選択できていた高校を引き続き選択することが可能

特色ある学校づくり

- ・生徒が主体的に高校を選択することにより高校間の切磋琢磨が生じ、特色づくりの一層の推進が期待できる
- ・特色づくりにより高校が活性化すれば、生徒に良い効果の還元が可能

市町村合併の影響

- ・今後どのような市町村合併があっても影響がない

第10次入学者選抜制度審議会答申書の概要

課題

- ・中学生に将来を見据えた学校選択が可能か
- ・大幅な制度改正となり、生徒や保護者に不安感が生じる 等



対応：各高校からの積極的な情報提供
中学校における進路指導の一層の充実等

(2) 中学区程度とした場合

県民の意識

- ・アンケートでは、2番目に多い意見
- ・全県一学区とした場合に比べ不安感が少ない

選択幅の拡大

- ・小学区に比べて選択肢はある程度増える

地域との連携

- ・全県一学区とした場合に比べ地域の高校としての意識が残る

課題

- ・一部の地域では選択幅が拡大されない
- ・通学区域の境界付近での不満
- ・通学区域内外での選抜方法の違いによる不利益
- ・今後の市町村合併による通学区域への影響 等



対応：新たな複合地域の設定
学区外制限率の引き上げ

(3) 共通する課題について

拡大の程度によらず共通する課題

- ・過度の受験競争が生じないか
- ・高校が序列化し学校間格差が拡大しないか
- ・特定校へ志願者が集中しないか 等



対応：いわゆる受験学力のみを偏重した評価とならないよう入学者選抜制度を改善

4 改善の方向

居住する地域にかかわらず、全ての生徒にとって学校選択幅が平等、かつ最大限に増えるよう、入学者選抜制度を改善する中で、通学区域は撤廃し全県一学区とすることが妥当

第10次入学者選抜制度審議会答申書の概要

小学区・総合選抜制度のあり方について

1 小学区・総合選抜制度の導入の経緯及び現状

(1) 小学区・総合選抜制度の変遷

昭和42年通学区域設定と同時に甲府学区に導入

- ・ 中学区における学校間格差の是正
- ・ 過度の受験競争の抑制
- ・ 新設高校の育成

導入の目的

その後、所属校指定方法等について改正を重ねてきた

(2) 総合選抜制度に関する県民の意識

- ・ アンケートでは、「廃止した方がよい」と「現状でよい」が拮抗した状況
- ・ 県民フォーラムでは、廃止を求める意見が多数寄せられる

(3) 総合選抜制度に関する課題

総合選抜制度導入時の目的に関して

- ・ 新設高校の育成は達成
- ・ 生徒急増期における役割は終える

特色ある学校づくりの推進

- ・ 学校間格差を是正するという制度本来の趣旨との矛盾

学校選択に関して

- ・ 各校が特色を持ち、志願者の希望校が明確になる
- ・ 希望校へ入学できなかったという不満

その他

2 改善の方向

これからは志願者本人の特性や進路希望に応じた学校選択が可能となるよう、また、通学区域を全県一学区として生徒の主体的な学校選択を保障するとした考え方から、小学区・総合選抜制度は廃止することが妥当

入学者選抜制度等のあり方について

1 入学者選抜制度の改善について

通学区域を撤廃するとした際に課題とされた点への対応として、次の視点により、新たな入学者選抜制度を検討する必要がある

- (1) 受検機会の複数化
- (2) 複数の評価尺度による選抜
- (3) 特色ある学校づくりの推進
- (4) その他

2 新たな入学者選抜制度の導入時期について

大幅な制度改正となるため、生徒や保護者、学校現場への周知や準備が必要

第10次山梨県高等学校入学者選抜制度審議会答申の概要

通学区域のあり方について

経緯・現状

- 昭和42年に通学区域等に関する規則を制定
- 総合学科や単位制普通科などは全県一学区
- 通学区域設定を規定していた法律の改正
全国的には撤廃や拡大の動き
- アンケート調査で多くの県民が見直しを要望

課題

- 学校の選択幅の拡大
小学区の1校～中学区の5校までと少ない
- 特色ある学校づくりの推進
小学区制の中では特色づくりの推進が困難
- 少子化の進行
適正な学校規模により活力を保持する必要
- 市町村合併の進展
新たな行政区域の中での選択可能校の違い

通学区域は拡大する必要がある

比較検討

メリット

全県一学区とした場合

- 最も多くの県民が望んでおり簡明な制度
- 居住する地域によらず選択可能校が最大
- 従来選択できた高校を引き続き選択可能
- 生徒の主体的な学校選択が可能
- 今後の市町村合併の影響がない

中学区程度とした場合

- 全県一学区と比較して不安感が少ない
- 小学区に比べて選択肢はある程度増える
- 地域の学校としての意識が残る

課題

全県一学区とした場合

- 中学生に将来を見据えた学校選択が可能か
- 大幅な制度改正となり生徒や保護者に不安感

対応策 各高校からの積極的な情報提供
中学校における進路指導の一層の充実

中学区程度とした場合

- 線引きによっては選択幅が拡大されない地域も
- 通学区域の境界付近での不満
- 通学区域内・外での選抜基準の違い
- 今後の市町村合併による影響

対応策 新たな複合地域の設定
学区外制限率の引き上げ

共通する課題

- 過度の受験競争の発生
- 高校の序列化の発生
- 特定校への志願者の集中

対応策 いわゆる受験学力のみを偏重した評価とならないよう入学者選抜制度を改善

小学区・総合選抜制度のあり方について

経緯・現状

- 昭和42年通学区域設定時に甲府学区に導入
- 導入の目的
生徒急増期における
1. 学校間格差の是正
2. 過度の受験競争の抑制
3. 新設高校の育成
- 制度廃止を求める声の高まり

課題

- 制度導入時の目的は果たした
少子化の進行、生徒の多様化
- 特色ある学校づくり
制度本来の趣旨との矛盾
- 学校選択に関して
希望校へ入学できなかったという不満

基本的考え方

全ての生徒にとって
学校選択幅が平等かつ最大に増える

志願者本人の特性や
進路希望に応じた学校選択を可能に



答 申

入学者選抜制度を改善することとして

通学区域は撤廃し全県一学区が妥当

小学区・総合選抜制度は廃止が妥当

生徒や保護者、学校現場への周知・準備を図る中での新制度への移行が必要

入学者選抜制度の改善

改善の視点

- 課題とされた点に対応するため
受験機会の複数化
- 複数の評価尺度による選抜
- 特色ある学校づくりの推進等